

# 容器包装廃棄物分別収集計画

令和4年6月

氷見市

## 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込の算定方法	6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2号第6項)	7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	12

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、市民のごみ減量に対する意識の徹底、さらには排出段階での分別徹底に取り組むなど 3R（Reduce:減量する、Reuse:再利用、Recycle:再資源化）活動の推進によりごみの減量、ごみの再資源化運動等を推進するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての者がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、可燃ごみの焼却処理及び不燃ごみの破碎・埋立処分に加え、平成12年度からは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施しているところである。

しかしながら、ごみの中には、まだまだ資源として生かせるものが多く含まれていることから、さらなるごみの分別の徹底及び減量化・資源化を進めなければならない。

本計画は、令和元年6月に策定した第9期分別収集計画に引き続き策定する第10期計画となるもので、地域における3Rを推進し、焼却及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用化が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 市民・事業者と行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みを表1-1に品目別排出量の見込みを表1-2に示す。

なお、ここで示す見込み量は、ごみ排出量の将来推計値に、環境省が平成28年度から令和2年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の組成比率を乗じて算出した。

表1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み (単位：t/年)

品目	年度				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,236	3,168	3,120	3,055	3,007

表1-2 容器包装廃棄物の種類別の排出量見込み (単位：t/年)

品目	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
缶類	スチール缶	107	105	104	102	101
	アルミ缶	176	172	169	166	163
	小計	283	277	273	268	264
びん類	無色ガラス	274	269	266	261	258
	茶色ガラス	213	209	207	203	200
	その他ガラス	48	47	46	45	45
	小計	535	525	519	509	503
紙類	紙パック	76	74	73	72	71
	段ボール	598	577	561	543	527
	その他紙製容器包装	383	377	372	366	361
	小計	1,057	1,028	1,006	981	959
プラスチック類	PETボトル	293	288	284	278	275
	トレー	36	36	35	35	34
	その他プラスチック製容器包装	1,032	1,014	1,003	984	972
	小計	1,361	1,338	1,322	1,297	1,281
合計		3,236	3,168	3,120	3,055	3,007

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 環境教育、啓発活動の充実

それぞれの廃棄物処理施設の見学会、ごみに関する出前講座、まちまわり市民号などのあらゆる機会を通じ、市民や事業者に対して、最終処分場の残余容量の低減、廃棄物処理施設の老朽化に伴うごみ処理経費の増等、現在のごみ処理の状況についての情報を提供し、意識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

また、学校等の環境教育へ積極的に協力をを行い、子供たちにもごみに関する意識を持たせる。

### (2) 販売包装の抑制

環境保健衛生協会、婦人会等と連携し、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）運動等の普及啓発を行い、小売店等での容器包装を抑制する。

### (3) 集団回収の推進

町内会、婦人会、PTAなどの市民団体が資源集団回収を行った場合、報奨金を交付し、ごみの再資源化・減量化を推進する。

資源集団回収品目

- ・新聞紙
- ・雑誌
- ・段ボール
- ・紙パック
- ・アルミ缶など

### (4) リサイクルプラザでの活動

- ① ごみや環境に関する情報提供及び研修会の開催をする。
- ② 持ち込まれた不用品の修理清掃品の展示販売情報をインターネット等通じ市民に、情報を提供し、ごみ減量化やリサイクルに関する製品のリユースを行う。

### (5) 事業者による廃棄物の減量

事業用大規模建築物の所有者等に事業系一般廃棄物減量計画の作成を義務付ける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表1-3左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集能力、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表1-3右欄のとおりとする。

表1-3 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	生きびん	一升びん、ビールびん
	無色のガラス製容器	無色ガラス
	茶色のガラス製容器	茶色ガラス
	その他のガラス製容器	その他ガラス
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙製容器
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの。		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの。		その他プラスチック製容器包装
		食品トレー

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で指定する物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

表1-4 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み (単位: t/年)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	15 t		15 t		14 t		13 t		13 t	
主としてアルミ製の容器	21 t		20 t		20 t		19 t		19 t	
無色のガラス製容器	(合計) 60 t		(合計) 55 t		(合計) 52 t		(合計) 51 t		(合計) 47 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 60 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 55 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 52 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 51 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 47 t
茶色のガラス製容器	(合計) 116 t		(合計) 113 t		(合計) 111 t		(合計) 109 t		(合計) 106 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 116 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 113 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 111 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 109 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 106 t
その他のガラス製容器	(合計) 21 t		(合計) 18 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 15 t	
	(引渡 量) 21 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 18 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 16 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 16 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 15 t	(独自 処理 量) t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	20 t		19 t		19 t		19 t		19 t	
主として段ボール製の容器	85 t		87 t		85 t		88 t		88 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 60 t		(合計) 57 t		(合計) 57 t		(合計) 53 t		(合計) 51 t	
	(引渡 量) 60 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 57 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 57 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 53 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 51 t	(独自 処理 量) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 150 t		(合計) 158 t		(合計) 162 t		(合計) 167 t		(合計) 172 t	
	(引渡 量) 150 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 158 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 162 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 167 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 172 t	(独自 処理 量) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 367 t		(合計) 380 t		(合計) 384 t		(合計) 388 t		(合計) 397 t	
	(引渡 量) 333 t	(独自 処理 量) 34 t	(引渡 量) 344 t	(独自 処理 量) 36 t	(引渡 量) 346 t	(独自 処理 量) 38 t	(引渡 量) 352 t	(独自 処理 量) 36 t	(引渡 量) 359 t	(独自 処理 量) 38 t
	(合計) 34 t		(合計) 36 t		(合計) 38 t		(合計) 36 t		(合計) 38 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 34 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 36 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 38 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 36 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 38 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、過去の実績数量を基に次式により算定するものとする。

1人当たりの各分別基準適合物排出量等の推計×将来人口推計

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、収集・運搬の段階及び選別保管の段階を実施する者は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶類	スチール缶 アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション方式</li> <li>・委託業者による定期収集(月1回)</li> </ul>	リサイクルプラザ
びん類	生きびん 無色ガラス 茶色ガラス その他のガラス		
紙類	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点回収</li> <li>・委託業者による収集(随時)</li> </ul>	
	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション方式</li> <li>・委託業者による定期収集(月1回)</li> </ul>	
	その他紙製容器包装		
プラスチック類	PETボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点回収</li> <li>・委託業者による収集(随時)</li> </ul>	
	その他プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション方式</li> <li>・委託業者による定期収集(月2回)</li> </ul>	
	食品トレー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点回収</li> <li>・委託業者による収集(随時)</li> </ul>	



### 1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集に供する施設の整備概要は、表1-6のとおりとする。そのうち、排出及び運搬にかかる施設については表1-7に、中間処理施設については表1-8に示す。

また、リサイクルプラザは平成12年4月の供用開始以降、23年が経過している。その間、計画的に補修や修繕を行いながら運転管理に努めているが、経年劣化に伴って施設全体のプラント設備機器の老朽化や陳腐化が進んでいる。このため、建屋（建築物）を活用する形でリニューアル事業（マテリアルリサイクル推進施設整備事業）を計画しており、令和8年度を目途にプラント設備機器等を更新する。

表1-6 分別収集の用に供する施設概要

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
缶 類	スチール缶 アルミ缶	折りたたみ式 樹脂製容器	2 t パネルバン車	リサイクルプ ラザ (選別・保管)
びん 類	生きびん 無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	プラスチック 製コンテナ	2 t パネルバン車	
紙 類	紙パック	拠点回収箱 専用網袋	2 t パネルバン車	
	段ボール	縛る	平ボディー車	
	その他紙製容器 包装	紙袋及び専用 コンテナ	パッカー車	
プラスチック類	PETボトル	拠点回収箱 専用網袋	2 t パネルバン車	
	その他プラスチ ック製容器包装	指定（緑色） ごみ袋	パッカー車	
	食品トレイ	拠点回収箱 専用網袋	2 t パネルバン車	

表 1-7 排出及び運搬にかかる施設計画

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）	管理主体等	備考
<p>【排出段階】</p> <p>1 排出容器</p>				
(1) 合成樹脂袋	缶類（アルミ缶、 スチール缶）	（仕様） 材質：合成樹脂製 容量：340ℓ 数量：ステーション1箇所あ たり2～4個	市  設置は地区  回収は委託	
(2) プラスチック 製コンテナ	びん類（生きび ん、無色、茶色、 青・その他ガラ ス）	（仕様） 材質：プラスチック製 容量：60ℓ 数量：ステーション1箇所あ たり4～10個	市  設置は地区  回収は委託	
(3) 紙袋及び専用 コンテナ	その他紙製容器 包装	（仕様） 材質：プラスチック製 容量：30ℓ 数量：ステーション1箇所あ たり2～4個 但し、紙袋については、買い 物時等でもらったもの。	市  設置は地区  回収は委託	
(4) 拠点回収箱専 用網袋	紙パック PETボトル 食品トレー	（仕様） 材質：合成樹脂製 容量：1m×1m 数量：拠点回収箱1個につき 1枚	市  拠点回収箱 設置協力店  回収は委託	

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）	管理主体等	備考
【排出段階】 <u>2 集積場所</u>	缶類、びん類、 段ボール、その他 紙製容器包装、そ の他プラスチック 製容器包装	分別資源ごみ専用集積場（従 来の一般ごみ集積場を利用 しているところもある。）	地区	
	紙パック PETボトル 食品トレー	拠点回収箱設置協力店の店 頭	協力店	
【運搬段階】 <u>1 車両</u>	缶類、びん類、段 ボール 紙パック PETボトル 食品トレー	平ボディー車	委託業者	
	その他紙製容器 包装、その他プラ スチック製容器 包装	パッカー車	委託業者	

表 1-8 分別収集に必要な施設

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）	管理主体等	備考
<p>【中間処理段階】</p> <p>(1) リサイクルプラザ</p> <p>① 中間処理 (選別・圧縮)</p>	<p>缶類（アルミ缶、スチール缶）</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：ベルトコンベヤ 磁選機 圧縮機</p> <p>能力：2.1 t/5 h （アルミ0.7 t、スチール1.4 t）</p>	<p>市</p> <p>運転管理は業者委託</p>	
	<p>PETボトル</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：圧縮減容機</p> <p>能力：0.3 t/5 h</p>		
	<p>紙パック</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：圧縮減容機</p> <p>能力：0.33 t/5 h</p>		
	<p>紙製容器包装</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：圧縮減容機</p> <p>能力：2.68 t/5 h</p>		
	<p>プラスチック製 容器包装</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：圧縮減容機</p> <p>能力：3.81 t/5 h</p>		
	<p>食品トレー （発泡スチロール）</p>	<p>（仕様）</p> <p>主要機器：減容機</p> <p>能力：0.23 t/5 h</p>		

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）	管理主体等	備考
<p>【中間処理段階】</p> <p>(1) リサイクルプラザ</p> <p>② ストックヤード</p>	缶類（アルミ缶、スチール缶）	形状：上屋根付きストックヤード スペース： アルミ 13.9m <sup>2</sup> スチール 13.9m <sup>2</sup>	市  運転管理は委託業者	
	びん類	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 生きびん 16.7m <sup>2</sup> 無色 16.7m <sup>2</sup> 茶色 16.7m <sup>2</sup> その他ガラス 16.7m <sup>2</sup>		
	紙パック	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 16.7m <sup>2</sup>		
	段ボール	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 16.7m <sup>2</sup>		
	紙製容器包装	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 16.7m <sup>2</sup>		
	PETボトル	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 20m <sup>2</sup>		
	発泡スチロール	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 16.7m <sup>2</sup>		
	プラスチック製容器包装	形状：上屋根付きストックヤード スペース： 16.7m <sup>2</sup>		

## 1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、市民や有識者、行政からの委員で構成された環境審議会を設置し、推進体制を整備する。
- (2) 町内会・婦人会・PTA等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付や、氷見市環境保健衛生協会の表彰制度を活用した優良団体の表彰などの支援を行う。
- (3) 2020年7月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）有料化が実施されたが、引き続きプラスチック製買物袋（レジ袋）等の容器包装物の排出量を減らすため、婦人会などと連携してマイバッグ持参運動を拡大する。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。